

後見制度支援預金

～後見制度支援預金とは～

被後見人の財産のうち、通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として別の口座で管理する仕組みです。通常の預金とは異なり、後見制度支援口座の新規、出金、定期交付金、解約の取引には、裁判所が発行する「指示書」が必要です。

～特徴～

- ①法定後見制度または、未成年後見制度の後見人の方を対象としています。
※保佐人または補助人の方は利用することができません。
※被保佐人、被補助人または任意後見制度のご本人は利用することができません。
- ②預金の払戻しについて、家庭裁判所の「指示書」が必要となるため、財産管理の透明性が増します。

～商品概要説明書～

[後見制度支援預金（普通預金）](#)・[後見制度支援預金（無利息型普通預金）](#)

「後見制度支援預金」口座開設の流れ

後見開始または未成年後見人選任の申立



申立人または後見人候補者による後見制度支援預金の利用の申し出



家庭裁判所による利用適否の検討



家庭裁判所が、「後見制度支援預金の利用が適している」と判断した場合

口座開設する金額や定期交付金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。



後見制度支援預金口座の作成

家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、後見人に対して「指示書」が発行されますので、「指示書」を持参して枚方信用金庫の窓口で口座作成の手続きをします。



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

口座作成後、速やかに口座の写し等の資料を添えて報告してください。